中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

（令和４年分以降用）

この明細書は、青色申告者が令和５年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第４項に規定する中小事業者の試験研究費の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、旧措法第10条第１項の適用を受ける年分又は事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

１　記載要領

⑴　「税額控除割合の計算⑤～⑫」欄は、令和４年分から令和５年分の各年分の場合にのみ記載します。

なお、開業１年目については、「⑫」欄は「0.12」、「⑮」欄は「0.25」となりますので、「⑬」欄の「（又は0.12）」を消し、「⑱」欄の「（0.25＋⑯）又は0.25」を消します。

⑵　「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

⑶　「③」欄には、特別試験研究費に係る所得税額の特別控除を適用しない特別試験研究費の額（**『特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書』**の「③」欄と同じ金額）を記載してください。

⑷　「⑤」欄には、**『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額の計算に関する明細書』**の「⑩」欄の金額を記載します。

なお、０の場合は、「⑩」欄に「0.12」を記載します。

⑸　「⑧」欄には、**『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額の計算に関する明細書』**の「⑤」欄の金額を記載します。

⑹　「⑭」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※１）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{ｉ＋ⅱ（※２）}}$$

ｉ…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第３項第１号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ⅱ…総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第３項第２号に掲げる所得に係る部分の２分の１の金額と一時所得の２分の１の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※１　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の６までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の３の２）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法41の18の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の３）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の２）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の３）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の４）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の５の３）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の６）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※２　上記の算式中の分母の「ｉ＋ⅱ」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

⑺　「⑰」欄には、㉕≧２％かつ①＞㉖の場合に「0.05」を記載します。

⑻　「⑳」欄には、**『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』**の「⑥」欄のＢの金額を記載します。

⑼　「㉒」、「㉓」欄の売上金額とは、棚卸資産（所得税法第２条第１項第16号）の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額とします。

⑽　「㉓」欄には、事業を開始した日の属する年分が令和元年である場合には、令和元年分の売上金額に12を乗じて、これを令和元年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。

⑾　「㉖」欄には、事業を開始した日の属する年分が令和元年である場合には、令和元年分の試験研究費の額に12を乗じて、これを令和元年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。

２　提出先

納税地の所轄税務署長

３　根拠条文

旧措法第10条第４項、第５項及び第６項